

第 1 回 幕別町議会臨時会

議事日程

平成21年第 1 回 幕別町議会臨時会
(平成21年 5 月 19 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 堀川 貴庸 6 前川 雅志 7 野原 恵子
- 日程第 2 会期の決定 5 月 19 日（1 日間）
執行機関幹部職員を紹介
（諸般の報告）
- 日程第 3 常任委員会委員の選任
- 日程第 4 議長の常任委員会委員の辞任
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 6 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
（平成20年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号））
- 日程第 8 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
（平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 9 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について
（平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 10 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について
（平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 11 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について
（平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 12 発議第 10 号 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 35 号 平成21年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 36 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 37 号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 38 号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 39 号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 40 号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 41 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

会議録

平成21年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成21年5月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 欠席議員 (0名)
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 札 内 支 所 長 久保雅昭
教 育 部 長 米川伸宣 総 務 課 長 田村修一
税 務 課 長 姉崎二三男 糠 内 出 張 所 長 所 拓行
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 町 民 課 長 川瀬俊彦
商 工 観 光 課 長 八代芳雄
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 堀川 貴庸 6 前川 雅志 7 野原 恵子

議事の経過

(平成21年 5月25日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） ただ今から、平成21年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、5番堀川議員、6番前川雅志議員、7番野原議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長（古川 稔） 次に、理事者より発言を求められていますので、これを許します。
高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 本年4月1日付で職員の人事異動を行いましたので、ここで部長職、課長職についてご紹介をさせていただきたいと思えます。

はじめに、部長職であります。

忠類総合支所長、古川耕一。

課長職が入ってまいりますので、少々お待ちいただきます。

課長職の紹介をさせていただきます。

総務課長、田村修一。

町民課長、川瀬俊彦。

民生部参事、坂野松四郎。

経済部参事、飛田栄。

都市計画課長、田井啓一。

水道課長、田中光夫。

会計課長、森廣幸。

忠類総合支所保健福祉課長、原田雅則。

忠類総合支所経済建設課長兼農業委員会忠類支局長、細澤正典。

農業委員会事務局長、野坂正美。

監査委員事務局長、鎌田光洋。

東十勝消防事務組合消防次長、橋本孝男。

以上でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ご報告をいたします。

同僚であります、永井繁樹議員におかれましては、去る3月29日午前3時32分逝去されました。

誠に哀悼・痛惜の至りにたえません。

謹んでご報告を申し上げますとともに、再びこの議場で相まみえることのできない永井繁樹議員の冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。

[黙祷]

○事務局長（堂前芳昭） ご起立願います。

黙祷。

○事務局長（堂前芳昭） 黙祷を終わります。

ご着席ください。

[追悼演説]

○議長（古川 稔） この際、弔意を表すため、中橋友子議員より発言を求められております。

これを許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 1番、中橋友子。

ただいま、議長からご報告がありましたとおり、幕別町議会、永井繁樹議員は、去る3月29日逝去されました。

永井議員は、一昨年10月より体調を崩されまして、平成19年第4回定例会閉会後に入院、手術を受けられました。

その後、治療をされながらも、元気に議会に出席されておられましたが、昨年12月に再度入院され懸命に治療に専念されておられました。

今年3月の定例会には、治療中にも係わらず出席されまして、少し痩せたお姿を拝見して、私どもは1日も早く回復されることを願っておりました。

まさかこんなに早く帰らぬ人となられるとは、信じられない気持ちで一杯であります。

今この議場で、永井議員が着席するはずの14番の議席を見ますと、空席となっております。

そこに永井議員の姿を見ることは、もうできません。

声を聞くこともかないません。

私は、ここに議長のお許しをいただきまして、皆様の賛同を得て議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

永井繁樹議員は、昭和29年5月20日、永井松三郎様、ハナ様の二男として、幕別町明野でお生まれになりました。

拓殖大学商学部貿易学科を優秀な成績でご卒業され、平成3年に有限会社ながい、代表取締役就任されております。

平成7年4月幕別町議会議員選挙に多数の薦めにより立候補され、あの激しかった選挙戦を見事に勝ち抜いて、40歳の若さで初当選に輝かれたのであります。

最初にこの議場の席に着かれたのは、後段右端の最年少議員の席でありまして、私と丁度一つ間を置いた隣の席でありました。

背筋をピンと伸ばされて座っておられた姿が焼き付いています。

以来あなたは、生まれ育った大好きな幕別のため、地域社会と自立の町をテーマに、将来を見据えた町政の推進に、民間的な発想で積極的に取り組んでこられました。

何事にも前向きで、調査と研究を重ね、熱意を持って初当選以来、連続して4期12年に渡り町議会議員として活躍されました。

その陰には、ご家族の協力と支えがあったからこそと思います。

その間、平成15年度の予算審査特別委員会委員長、また、同年5月から平成17年5月まで民生常任委員会委員長、平成17年から平成19年までは、議会運営委員会委員長の要職を務められました。

また、平成15年から4年間、政友会々派代表として、重厚活発な人柄でリーダーシップを存分に発揮されておられました。

議会活動では、日頃から会社経営的感覚をいかに発揮されて、特に一般質問では一問一答に変わってから、独自の調査と理路整然とした質問と理論で、将来の町づくりを見据えた提言はその姿は、私をはじめ、議員各位また理事者の皆様の目にも、今も焼きつかれていることと思います。

最後となりました、この3月の定例議会の一般質問では、責任感の強いあなたは、病身を押し登壇されました。

50分間に及ぶ質問では、気力を振り絞り永井議員のスタイルを崩さずに町長と討論されておられました。

今思えばなんとなくこれが、永井議員の最後の質問ですよと訴えていたのかもしれませんが。

控室に戻られてから、普段弱音を吐かない永井議員が、本当につらいのだと言われたときは、思わず少し休んだ方がいいのではと言ってしまいました。

任期半ばにして、挫折を余儀なくされたあなたの無念を察するとき、その心情極めて胸を打つものがあります。

私と永井議員とは、主義・主張は違いますが、あなたが1期生のときから堂々と意見を拝聴し、あなたの意見を拝聴し、若さと熱意にあふれた人材が議会に入られたと強く印象に残っております。

スポーツも大好きで、町村議会のパークゴルフ大会では、幕別の主将として頑張っておられました。

ワインが大好きな方で、お互い酒を酌み交わしながら議論をしたこともよくありました。

しかし、永井議員も私も幕別町の発展と町民の福祉の向上、住みよい町づくりに掛ける思いは同じであったと確信をしております。

今日、社会構造が劇的に変化をするなか、本町もより一層の改革を進め、福祉施策や子育て支援策を更に充実させなければなりません。

永井議員を今失ったことは、誠に残念であり、幕別町並びに幕別町議会の損失は計り知れないものがあります。

何事も、誠実で前向きな人柄と、人に対するやさしさと信念は、本日傍聴席にお越しいただいた奥様と私たちの心の中に、これからも生きていくことでしょう。

最後に、私どもは多くの職責を残された、永井議員の町づくりに対する思い、町民の幸せを願う心を忘れずに、全ての人が住みよい幕別町の町づくりを議員としての使命とし、誠心誠意努力することを固くお誓い申し上げます。

ここに謹んで永井繁樹議員のご功績を称え追悼の言葉といたします。

平成21年5月19日、幕別町議会議員、中橋友子。

○議長（古川 稔） これで、中橋議員の発言は終わりました。

これで、諸般の報告を終わります。

[常任委員会委員の選任]

○議長（古川 稔） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます

よって常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。
次に申し上げます。

私は、総務文教常任委員会に所属いたしましたが、議長の職責上、常任委員を辞任いたしたく辞任願を提出いたします。

なお、この場合私は除斥の対象となっておりますので、退席をいたします。

副議長、議長席に着席願います。

ここで、暫時休憩いたします。

10:14 休憩

10:15 再開

○副議長(千葉幹雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま、総務文教常任委員に選任されました議長より常任委員の辞任願が提出されました。

議長は、各委員会の出席権が与えられていること、更には、本会議における可否同数の際の裁決権などを有しており、また行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りをいたします。

本件は、申し出のとおり辞任することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます

よって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで議長職を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

10:16 休憩

10:17 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に決定いたしました、各常任委員会で会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:18 休憩

10:25 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各常任委員会から正副委員長の名が議長の元に届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に牧野茂敏議員、副委員長に藤原孟議員。

民生常任委員会委員長に堀川貴庸議員、副委員長に谷口和弥議員。

産業建設常任委員会委員長に前川雅志議員、副委員長に斉藤喜志雄議員。

以上のとおり各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長(古川 稔) 日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます

よって、議会運営委員会は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会で会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:26 休憩

10:33 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会から正副委員長の指名が議長の元に届いておりますので、報告いたします。

委員長に大野和政議員、副委員長に中橋友子議員。

以上のとおり議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

[議会広報特別委員会の設置及び委員の選任]

○議長(古川 稔) 日程第6、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしましたとおり、名称、目的、定数、期間、閉会中の継続審査などを定めた、議会広報特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます

よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます

よって、議会広報特別委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会広報特別委員会で会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:34 休憩

10:37 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会広報特別委員会から正副委員長の指名が議長の元に届いておりますので、報告いたします。

委員長に野原恵子議員、副委員長に前川敏春議員。

以上のとおり議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第7、承認第2号から、日程第18、議案第40号までの12議件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます

したがって、日程第7、承認第2号から、日程第18、議案第40号までの12議件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第7、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成20年度幕別町一般会計補正予算であり、平成21年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町一般会計補正予算第11号であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,609万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億837万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページにございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債の補正でございます。

変更でございますが、南幕別道管畑総事業以下5事業について、事業費確定に伴います減額補正でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、21目地域活性化・生活対策臨時交付金事業費、1,150万円の減額でございます。

15節工事請負費、細節3の地域微気象観測機器整備工事につきましては、当初工事請負費により事業を実施すべく計画をいたしました但、本事業実施金額の大半が備品購入となり、その設置に係る工事が一部ございますが、備品購入と一体として実施されますことから、18節備品購入費に組替えて事業を実施しようとするものであります。

次に、札内北沿線通り道路整備工事でございますが、本事業につきましても国の平成20年度第2次補正予算に伴う事業でございますが、当初、総務省と国土交通省との調整において、まちづくり交付金を受けて行う平成20年度事業においても、地域活性化・生活対策臨時交付金対象事業として認められるとの見解から、当該事業について一部事業の進捗分を含め、対象事業として実施しようとしたものであります。

しかしながら、内閣府と総務省との調整において、当初から認められている、まちづくり交付金に係る事業分については、地域活性化・生活対策臨時交付金対象事業として該当しないこととなったことから、その当初分に係る事業費を減額し、2次補正により対象となる部分のみを事業として実施す

べく補正を行うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1,600万円の追加でございます。

国民健康保険特別会計に対します繰出金であります。

3目障害者福祉費、644万円の追加でございます。

13節委託料、及び19節負担金補助及び交付金につきましては、冬期間の施設利用人数増に伴う補正、及び20節扶助費、障害者支援費につきましては、施設利用人数、及び補装具費の増に伴う追加補正でございます。

次に、6款農林業費、1項農業費、9目土地改良事業費、1,323万3,000円を減額するものでございます。

道営畑総事業等の事業費確定に伴います減額でございます。

16ページとなります。

7款商工費、1項商工費、5目企業誘致対策費、1億4,379万8,000円の減額でございます。

工業団地取得促進補助金及び工業団地取得資金貸付金の事業費確定に伴います減額でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

7ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、3項軽自動車税、1目軽自動車税、335万3,000円の追加でございます。

現年課税分及び滞納繰越分の収納額増に伴います補正でございます。

4項町たばこ税、109万2,000円の追加でございます。

現年課税分の収納額増に伴います補正でございます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、210万円の追加でございます。

公募額の確定に伴うものでございます。

8ページをお開きください。

2項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、356万4,000円の減額でございます。

交付額の確定に伴うものでございますが、以下各交付金等につきましては、経済状況の低迷等に伴います交付額の減が主な要因による減額補正でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、340万6,000円の減額でございます。

本目についても、確定に伴うものでございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、254万円の減額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、220万5,000円の減額でございます。

本目につきましても、交付額の各手に伴うものでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、418万6,000円の減額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、349万1,000円の減額でございます。

ゴルフ場利用人数の減に伴う減額でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、2,100万9,000円の減額でございます。

本目につきましても、交付額の確定に伴うものでございます。

10款地方特例交付金、2項特別交付金、1目特別交付金、62万3,000円の追加でございます。

交付額の確定に伴うものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1億9,621万1,000円の追加でございますが、特別交付税の交付額の確定に伴うものでございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、4万

9,000円の追加でございます。

額の確定に伴うものでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、638万8,000円の減額でございます。道営畑総事業の事業費確定に伴います負担区分に応じた分担金の減額でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、1,150万円の減額でございます。

歳出でもご説明いたしました、まちづくり交付金の対象事業費減等、地域活性化・生活対策臨時交付金との財源調整に伴います補正でございます。

3目土木費補助金、1,252万1,000円の追加でございます。

細節1の雪寒機械購入事業国庫補助金につきましては、補助対象事業費確定に伴う増額補正、細節6のまちづくり交付金になりますが、札内鉄道北沿線通整備事業に係ります平成20年度事業分の追加項分であります。

5目衛生費補助金、42万9,000円の追加でございます。

検診、健康相談等の事業実施に係る国庫補助金の追加でございます。

16款道支出金、2項道補助金、7目消防費補助金、200万円の追加でございます。

地域政策総合補助金の追加でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、3目不動産売払収入、1,141万円の追加でございます。

旧札内西公園跡地売払他、土地の売払に伴います追加でございます。

12ページになりますが、19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、1億8,000万円の減額でございます。

今回の専決処分による財源調整として、財政調整基金へ繰戻すものでございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、8目工業団地取得資金貸付金元金収入、1億2,444万円の減額でございます。

貸付額の確定に伴うものでございます。

5項雑入、4目雑入、185万円の減額でございます。

道営畑総事業等、事業費確定に伴います減額でございます。

22款町債、1項町債、2目農林業債、170万円の減額。

3目土木債、960万円の減額でございますが、事業費の確定に伴います起債額の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第3号、専決処分した事件の承認についてから、日程第11、承認第6号、専決処分した事件の承認についてまでの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算であり、平成21年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正予算につきましては、歳入のみの補正で、予算の総額には変更がございません。

第1条でございますが、補正後の款項等の区分につきましては、3ページでございます第1表歳入予算補正をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入をご説明申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1,600万円を減額するものでございます。

当初見込んでおりました、一般被保険者国民健康保険税が予算額に対し、減額となりましたことから補正を行うものでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,600万円の追加でございます。

一般被保険者国民健康保険税の減に伴います不足分について、一般会計から繰入を行うものでございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、5ページとなります。

承認第4号、専決処分した事件の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし承認を求めようとするものでございます。

内容につきましては、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算であり、平成21年3月31日付で行ったものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,144万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページから8ページでございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、60万円を追加するものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料につきましては、その全額を北海道後期高齢者医療広域連合に納付いたしますことから、その保険料について、納付額の増に伴う歳出予算の補正でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

9ページにお戻りいただきたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、60万円の追加でございます。

保険料現年分の納付額増に伴います追加でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、11ページとなります。

承認第5号、専決処分した事件の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

内容につきましては、平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算でありまして、平成21年3月31

日付で行ったものであります。

12ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正予算につきましては、歳出のみの組替えに伴います補正予算であり、予算の総額には変更がございません。

第1条でございますが、補正後の款項等の区分につきましては、13ページでございます第1表歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

14ページとなります。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、40万円の減額でございます。

通所介護等居宅介護サービス給付費の減に伴います減額でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、40万円の追加でございます。

介護予防住宅改修費でございますが、手摺の設置等住宅改修に係る給付費の増に伴います補正でございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、16ページとなります。

承認第6号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし承認を求めようとするものでございます。

内容につきましては、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算でありまして、平成21年3月31日付で行ったものであります。

17ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,520万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、18ページから19ページでございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

20ページでございます。

第2表地方債の補正でございますが、変更でございます。

忠類東部地区道管畑総事業について、限度額を60万円減額し、6,550万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。

22ページをお開き願います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、60万円を減額するものでございます。

忠類東部地区道管畑総事業で実施しています簡易水道整備に係る事業費確定に伴います減額でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

21ページとなりますが、6款町債、1項町債、1目水道事業債、60万円の減額でございます。

事業費確定に伴います町債の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、4議件について一括質疑を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第3号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第4号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第5号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第6号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12、発議第10号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦廣議員。

○12番(乾 邦廣) 発議第10号。

平成21年5月19日。

幕別町議会議長 古川稔様。

提出者、幕別町議会議員乾邦廣。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子議員。

同じく、大野和政議員であります。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

発議第10号。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案の理由を説明させていただきます。

今回の委員会条例の改正につきましては、各常任委員会が所管する内容を、これまでの事務をこれまでの事務を網羅する形から、部署単位の表現に変更し、新設の制度ができたときなどに柔軟・迅速に対応できるようにし、所管事務調査を一層充実させるための改正であります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例、幕別町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 総務文教常任委員会、7人。

総務部、企画室、忠類総合支所、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項。

(2) 民生常任委員会、7人。

民生部及び忠類総合支所に関する事項。

(3) 産業建設常任委員会、6人。

経済部、建設部、水道部、忠類総合支所及び農業委員会に関する事項。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時20分まで休憩いたします。

11：06 休憩

11：20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議案35号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第35号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ864万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ125億6,913万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費、864万円の追加でございます。

この度の補正につきましては、経済危機に伴う雇用対策として、平成20年度国の第2次補正予算に計上されました、緊急雇用創出事業交付金につきまして、各都道府県において基金として積立を行っており、その基金を活用し本町における緊急雇用対策事業を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、各種行政資料のデジタル化、及び整備を行う為の臨時職員5名の雇用に係る賃金、及び共済費の補正。

また、茂発谷川上流部等の明渠排水路支障木等の整理に係る委託料を計上したところであります。

次に、歳入でございますが、4ページにお戻りをいただきたいと思います。

16款道支出金、2項道補助金、6目労働費補助金、864万円の追加でございます。

先ほどご説明いたしました、緊急雇用創出事業交付金の基金化されました財源を活用し、事業を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番(中橋友子) 歳出の雇用対策費であります、13番の委託料、支障木を整理されることを委託するということですが、この基金の目的に沿いまして雇用がどのくらい創出されていくのかということを知りたいのです。

結局この臨時補正予算が、今の雇用の悪化の状況を少しでも勘案するために、立てられたものでありますから町としてもこういう事業を実施することによって、雇用がどのくらい増えるのか、そして期間はどのくらいなのか、1人当りの賃金はどのくらい保障されているのか、ご説明いただきたいと思っております。

○議長(古川 稔) 商工観光課長。

○商工観光課長(八代芳雄) 明渠排水の支障木に関しましてでございますけど、雇入れは全部で5名ということで考えております。

内1名は既存の職員を、新規失業者を4名雇用するということです。

期間につきましては2カ月程度というふうに考えております。

以上でございます。

賃金単価でございますけれども、普通作業員の1万1,000円程度を予定しております。

○議長(古川 稔) 中橋議員。

○1番(中橋友子) たくさんの雇用が創出されることを期待したいところなのですが、予算も限られていることから新たには4名だけだということで、ちょっと期待はずれかなというふうに思うのですが、今までの人も雇われて合計5名ということですね。

これは、基金を活用してですから1回きりの事業で終わってしまうのですが、これまで町も雇用対策で事業を進めてきている関係上、こういった雇用に向けての継続した事業を今後も位置付けられているのかどうか、これっきりで終わってしまうのかどうか、基金の運用はこれで終わると思うのですが、事業の位置付けそのものはどうなるのか伺いたいと思っております。

○議長(古川 稔) 商工観光課長。

○商工観光課長(八代芳雄) 緊急雇用創出事業の方は、3年間の予定でございます、総額で1,200万程度の規模の予算を基金の方からいただくことになっております。

その内の60%程度ということで、今年度は800万程度の予算というふうに考えております。

○議長(古川 稔) 中橋議員。

○1番(中橋友子) 今年度はこれだけなのですね。

3年間の総額で1,200万を事業をやるのだけれども、緊急雇用対策ですからできるだけ手前に引っ張って、たくさんの雇用が早期にきちっと保障されるということが望まれるのですが、そういう取組みにはなっていないのでしょうか。

今のご説明ですと、今年度はこれで終わりということなのですが、それ以上はもう雇用は増えていかないのですか。

○議長(古川 稔) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) この事業につきましては、国の交付金を活用して行う事業であります。

従いまして、総額というものもある程度縛りがあるという中で、金額を目一杯使った中でこの事業をやらしていただくという考え方に立っております。

その結果、明渠の支障木については、新規で4名、さらに文書の電子化等についても7名ほど、ごめんなさい5人ほど予定しております。

いずれも失業者を雇用するというもので、文書の電子化については直営で、今申しあげました支障木については委託事業によって行うというものでありますので、予算についてはまるまるフルに活用して、行おうとするものであります。

なお、季節労働者対策については、従前とおりの状況を見ながらやらせていただくということで考えているところであります。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び日程第15、議案第37号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第37号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案書の1ページ及び、議案説明資料の1ページをお開きいただきましたと思います。

特別職等を含めた職員の給与につきましては、毎年、人事院勧告に準じて改定を行っているところでありますが、本年5月1日に行われました人事院勧告に準じて、本条例の改正を行うものであります。

勧告の概要であります。昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急激な悪化に伴い、民間企業の夏季一時金が過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な減額となることが窺われたため、人事院は例年行っている民間給与実態調査とは別に、夏季一時金の特別調査を実施したところであります。

本調査の結果、前年実績と比べ13.2%減少していたことから、民間企業における夏季一時金との均衡を図るため、暫定的な措置として、本年6月に支給される期末手当及び勤勉手当を合わせた支給月数を指定職職員については、0.15カ月分、一般職員は、0.2カ月分、再任用職員は、0.1カ月分の引き下げを行うというものであります。

このため、特別職の平成21年6月に支給される期末手当の支給月数を国の指定職職員に準じ0.15カ月分引き下げるものであります。

なお、人事院は、この6月の支給月数の引き下げは、暫定的な措置としていることから、本条例の改正にあたっては、期末手当の支給率を規定している本則の第4条は改正せず、附則において読み替える規定を設けております。

議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

附則第13項を新たに加えて、平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の212.5」とあるのは、「100分の197.5」と読み替えるものであります。

次に、議案書をご覧いただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

続いて、議案第37号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案書の2ページをお開きいただき、議案説明資料も2ページをご覧いただきたいと思います。

幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、前段ご説明申

上げました理由から、附則第5項を新たに加えて、同様の改正を行うものであります。

また、本改正に合わせまして、第2条の見出しを「給料」から「給与」に改め、文言の整理を行っているところであります。

次に、議案書をご覧いただきたいと思います。

施行期日につきましても同様に、公布の日からとするものであります。

なお、これら条例の改正により減額となる影響額につきましては、四役合計で42万2,250円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、2議案について一括して質疑を求めます。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第37号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第38号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第38号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ及び議案説明資料につきましては、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど、ご説明いたしましたとおり、職員等の給与につきましては、毎年、人事院勧告に準じて改定を行っているところであり、本年度は5月1日に民間給与との均衡を図るため、勧告が行われたところであります。

本勧告に準じて、本年6月に支給される期末手当及び勤勉手当を合わせた支給月数を一般職員については、0.2カ月分、再任用職員については、0.1カ月分引き下げるというものであります。

議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第16条は期末手当、第17条は勤勉手当について、それぞれ支給日及び支給額等を規定しているものでありますが、先ほどご説明いたしましたとおり、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の引き下げは、暫定的な措置としているため、本条例の改正にあたっては、本則は改正せず平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置という見出しを付けた附則第50項を新たに加えて、読み替える規定を設けております。

まず、一般職員であります。第16条第2項に規定する6月に支給する場合における期末手当の支

給率「100分の140」とあるのを「100分の125」に、第17条第2項第1号に規定する勤勉手当の支給率「100分の75」とあるのを「100分の70」に読み替えるものであります。

また、再任用職員の期末手当の支給率を規定する第16条第3項の「100分の75」とあるのを「100分の70」に、勤勉手当を規定する第17条第2項第2号の「100分の35」とあるのを「100分の30」に読み替えるものであります。

この改正によりまして、平成21年6月に支給する期末手当と勤勉手当とを合わせた支給月数は、一般職員で2.15カ月分が1.95カ月分となり、再任用職員の支給月数は、1.1カ月分が1.0カ月分となります。

議案書にお戻りをいただきまして、附則についてであります。本条例の施行期日を、公布の日からとするものであります。

なお、5月11日に職員組合と協議をした結果、協議が整ったことから、本条例の改正を提案させていただくものであります。

また、今回の給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、総額で1,355万5,000円の減となり、1人当たり平均5万6,000円の減額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） この提案の理由につきましては、民間の賃金の引き下げが非常に大きいことから公務員についても人勸の0.2カ月分の削減を行って均衡を図るというような提案でありますけれども、また職員組合との協議もなされたということと、1人当たり5万6,000円程度の減額だということであり、この間、職員の皆さんの賃金引き下げというのは、この6月の一時金だけに限らず諸手当の引き下げ等、かなりの賃下げが行われてきたと思うのです。

それで私もその度に、職員といえどもやはり生活費だということで、賃金の引き下げは好ましいものではないということやずっと訴えてきた訳ですけれども、その職員に係る生活費に対する影響が大きいということと、合わせて地域経済に対する影響も大きいものがあるというふうに思うのです。

ですから、労働組合とも職員ともお話をなされてこういうふうになったということでもありますから、そのお話の経過も是非ここで伺ってみたいと思いますし、地域経済等に与える影響についてもどのように押さえてられるのか。

そして、やはり突然0.2カ月という人勸からの勧告であります。これは今まで全て従ってこられたという経過もあってこのとおり提案されているとは思いますが、やはりその今の全体の国の予算の在り方からして、こういった削減は、すべきではないというような意見もきちっと上げるべきではないかと思いますが、その点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） まず、職員組合との協議の経過ということでございます。

過去から職員組合と理事者の間では、人事院勧告を尊重するという立場で両者とも協議を進めてきたという経緯がございます。

そういう中で、職員組合におきましては、先ほど副町長説明いたしましたとおり、4月29日の日にまず、総務部長、総務課長の方で若干説明をさせていただきました。

そして5月11日に職員組合と理事者の方で協議を行ったところでございます。

職員組合におきましては、町の厳しい財政状況、民間との均衡を図るという意味で、止むなしということで、ご了解いただいているという状況でございます。

地域経済に対する影響ということでございますが、地域経済全体、民間においても非常に厳しい状況であるということで、職員の給料を上げて、手当を下げないで、それを消費に回すということも一つの方策ではあるかと思うのですが、そういう中でもやはり民間の労働者の方々も賃金が下がって

いるという状況もあって、ご了解いただいたという状況でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 人勸を尊重されるということでこられたという、結果としてこのような提案になったのだというふうに思いますが、一言、もう一つこんな要求は跳ね除けていくべきだということでは、お答がなかったのですけれども、それも是非伺いたいと思うのですけれども。

町の財政が厳しいから致し方ないということで職員側からのお話があったということではありますが、当然この職員の賃金に係わっては、きちっとした国の交付基準に基づいて支給されているわけでありますから、その点ではやはり町の施政というよりは、国の在り方に問題があるというふうに思うのです。

その点が一つと、それから地域経済は民間も下がっているし、考え方としては消費が減るということはあるのかなというようなことですが、ずっとこのところ冷え込んだ景気という一番の根っこには、町民の一人ひとりの懐が段々厳しくなっている。

それが民間の賃下げという形の中で現れているわけですが、これが公務員も同じようになっていくということで、だいたいその収入の4倍から5倍がその経済効果というふうに見られるというふうになれば、この公務員だけの引き下げで5,000万から6,000万の経済が、やはり冷え込むということに直結していくわけです。

そういう背景を考えるなら人勸のことを、人勸からだされたことは、今まで守るということできたその流れに沿って提案したという姿勢もそろそろ変えるときではないかと思うのですがどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 当然、私どもの職員に対する思い、そういったものもでございます。

ただ、人事院勧告の内容そのものが、これは全国比較ではありますけれども、民間の給与と公務員給与の比較のその差を是正すると意味で勧告されるものであります。

特段、公務員の給与がやはり高いということであれば、当然今の現状の国の中では、やはり批判的にさらされていくのだろうなという思いも持っております。

ただ、経済状況のこと中橋議員言われていましたけれども、経済対策そのものは、職員給与だけに止まらないものでありまして、経済対策そのものは、また経済対策としてやっていかなければならない部分だというふうに私どもも感じております。

当然職員組合との協議の中で、いろいろお話をさせていただきました。

ただ、私どもの町としては、職員の本給については、今までも一切手を付けてございませんし、凍結するような提案もしたこともございませぬので、そういった部分の私どもの姿勢とまた組合の方に、私どもの姿勢を組合の方にもご理解を貰って、今回の人事院勧告を勧告どおり実施させていただきたいという思いを理解していただいたというところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 当然生活に対する厳しさと、それから経済対策という点では、いろんなことを講じられてきております。

ですけれども、その経済対策の中で一番何が功を奏するかということを見れば、GNPの中の6割を占める個人消費という内需拡大というのが一番だということは、これはいろんな角度から指摘もされ改善をすべきだということがいろんなところが提案されております。

そういうことを見るならば、ほかで経済対策をやっているからいいのだということに甘んぜず、やはりこの賃金問題というのは本当に慎重に直接その職員の方一人ひとりのお財布に入る問題ですから、そこが削られていく痛みというものも、もう少し分かってないとは言いませんけれども、押さえて手法を講じるということが大事ではないでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） もちろん職員が当然生活をしていかなければならない訳でありまして、更に職

員がこの地域で生活をしていくということは、この地域の経済活動の一端を担っているという思いももちろんございます。

ただ、前段申し上げましたとおり、余りにも職員と民間、職員というか公務員と民間の給与の格差が多ければ、差が開けば開くほど、当然のようにこれは批判的になるという実態もございます。

もちろん給与が下がることによって経済活動に影響が当然出てくるとは思っておりますけれども、ただ、そうは言いますが、その影響を給与だけで解決は当然、公務員の給与だけでは当然解決できない問題だというふうに私ども思っておりますので、経済対策は経済対策で別にこれはまた要望するのは国あるいは道に対して要望してまいりたいというふうに思っておりますけれども、町でできることいろんな部分を考えながら、これからも進めていきたいと思っております。

また職員組合ともこれからもお互いのことを理解しあえるような、そういった協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

はいよろしいです。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第39号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第39条、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページ、及び議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

議会議員の期末手当につきましては、平成21年5月13日付で、町議会より町に対し、期末手当の引き下げの申出を受けたところであります。

町といたしましては、議会議員の姿勢に深く感謝をいたしますとともに、特段のご配慮に厚くお礼を申し上げます。

それでは、議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、平成21年6月に支給される期末手当につきまして特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給率に準じて、0.15カ月分引き下げるものであります。

また、あわせて、議員報酬の月額に100分の10を乗じる期末手当の加算措置を廃止するものであります。

以下、条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

第2条は、期末手当の額及び支給日を規定したものでありますが、同条第2項の期末手当の加算措置であります議員報酬の月額に100分の10を乗じて得た額の合計額とありますものを、削除するものであります。

また、期末手当の引き下げは、本則は改正せず附則に第2項として読み替える規定を新たに設けまして、平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第2項第1号の規定の適用については、同条

中「100分の170」とあるのを「100分の155」と読み替えるものであります。

議案書の4ページをご覧くださいと思います。

附則についてであります。施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

なお、今回の改正によります本年度の影響額につきましては、総額で129万5,680円の減額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第40号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第40号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

お手元に配布してございます議案説明資料のほかに、改正概要の資料をお配りしておりますので、この概要の資料で説明をさせていただきたいと思っております。

本条例につきましては、平成21年度の地方税制の改正により、個人住民税における新たな住宅ローン等特別控除制度の創設、住民税の特別徴収に関する規定の整備、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する特例措置の延長、及び平成21年度固定資産税の評価替えに伴う土地に係る負担調整措置の延長などを定めるため、幕別町税条例等の一部を改正しようとするものであります。

概要の1ページをご覧くださいと思います。

はじめに、個人町民税についての改正でございます。

改正項目の1点目、「住民税の公的年金からの特別徴収」についてであります。

条例では、条例第38条ほかの改正であります。

個人町民税の年金からの特別徴収は、平成21年10月支給分の年金給付から開始されますが、年金から特別徴収される税額は、公的年金所得に対する税額のみであり、それ以外の所得に対する税額は、公的年金からの特別徴収税額に加算しないこととするものであります。

改正項目の2点目、「特別徴収に係る減免の申請期限」についてであります。

条例第51条の改正であります。町民税の減免について、個人町民税の年金からの特別徴収について追加するものであり、特別徴収の者の申請期限を特別徴収対象年金の支払月の前々月の15日までとし、介護保険料における申請期限と統一するものであります。

改正項目の3点目、「新たな住宅ローン等特別控除制度の創設」についてであります。

条例では条例附則第7条の3ほかの改正であります。住民税における新たな住宅ローン等特別税額控除を設けるものであります。

対象者は、平成21年1月1日から平成25年12月31日までに住宅に入居した者で、新築又は増改築をした住宅について所得税の住宅ローン特別控除所の適用を受ける者であります。

控除する額は、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、課税総所得金額等の合計額に100分の5、町民税の分は100分の3、道民税の分は100分の2を乗じて得た額としており、9万7,500円を上限としております。

適用期間は最大で10年間、控除の適用を受けるためには、これまで毎年度、市町村に対する申告が必要でありましたが、平成22年度からは申告を要しない制度とするものであります。

なお、税源移譲に伴う平成11年から平成18年入居者分につきましても、平成22年度以降は同様に申告を要しないとするものであります。

2ページをご覧くださいと思います。

改正項目の4点目、「長期譲渡所得に係る課税の特例」についてであります。

附則第17条において、長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例について定めたものであります。租税特別措置法の改正に伴う地方税法の改正により、平成21年及び平成22年に取得した土地等を5年以上所有した後に譲渡した場合は、譲渡所得の金額から1,000万円の特別控除を適用するものと改めるものであります。

改正項目の5点目、「有料住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」についてであります。

附則第17条の2で定めておりますが、現行の軽減税率の適用期限を5年間延長し、平成26年度まで適用することと改めるものであります。

改正項目の6点目、「特定保有株式に係る課税の特例の創設」についてであります。

附則第19条の2で、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を定めておりますが、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一の銘柄を売買していないことが証明されたものを、課税の特例対象に加えるものであります。

3ページをご覧くださいと思います。

改正項目の7点目、「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」についてであります。

附則第21条の2で先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例を定めておりますが、この課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されているものに表示される権利の行使、若しくは放棄または当該有価証券の一定の譲渡による譲渡所得及び雑所得を追加するものであります。

改正項目の8点目、「上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する現行税制の延長」についてであります。

条例では、配当所得については附則第16条の3に、譲渡所得については附則第19条で定めております。

平成21年及び平成22年の2年間、上場株式等の配当・譲渡益に対する税率は、配当所得のうち100万円超の部分、譲渡所得等のうち500万円超の部分について、本則税率が適用され、それ以下の部分については、軽減税率が適用されることとなっております。

これを平成20年度までと同様に配当所得、譲渡所得等の両方とも金額に関係なく軽減税率を適用することとし、その措置を平成21年から平成23年までの3年間延長するものであります。

改正項目の9点目「源泉徴収選択口座内における特例措置の延長」についてであります。

附則第19条の5における、源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収税率に対する住民税3%の軽減税率、町民税が1.8%、道民税が1.2%の特例期間を現行の平成22年12月31日から1年間延長し、平成23年12月31日までとするものであります。

4ページになります。

「固定資産税」についての改正であります。

改正項目の1点目と2点目は、「固定資産税の非課税措置の創設」についてであります。

1点目といたしましては、条例第56条におきまして、医療関係者の養成所において教育のように供する固定資産税の非課税措置について、その対象に非営利型の一般社団法人、財団法人、社会医療法人が設置する養成所において、教育の用に供する固定資産を追加するものであります。

2点目といたしましては、社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に

供する一定の固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置を条例第58条の2として新たに設けるものであります。

改正項目の3点目、「認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額」についてであります。

附則第10条の2におきまして、平成21年6月4日以後に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により認定を受けて住宅を新築した場合、その申告により翌年度から5年度分、中高層耐火建築物にあっては7年度分の固定資産税について、120平方メートルまでを限度として2分の1を減額するものと定めさせていただいておりますが、第2項におきまして、その申告手続き等につきまして定めるものであります。

5ページとなります。

改正項目の4点目「固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置の延長」についてであります。

条例では附則第11条ほかの改正になりますが、平成21年度の固定資産税の評価替えに伴い、現行の固定資産税に係る負担調整措置を、平成21年度から平成23年度まで延長するものであります。

また評価額は、基準年度の価格を3年間据え置くこととしておりますが、措置年度において、価格の下落傾向が見られる場合は、価格の修正を行うことができることとする措置につきましても延長するものであります。

6ページをご覧くださいと思います。

改正項目の5点目、「鉄軌道用地に係る課税の特例措置の廃止」についてであります。

旧条例附則第11条の3において、平成19年度から定めております複合利用されている鉄軌道用地の評価につきまして、運送部分と商業的利用部分との床面積の割合により、敷地を按分して評価を行う特例措置を、特例期間を経過したため廃止するものであります。

改正項目の6点目、「用途変更した宅地等に係る税負担の調整措置」についてであります。

附則第12条の2におきまして、非住宅用地から住宅用地に用途が変更される場合における土地の課税標準額は、前年度において変更後の用途の土地であったものとみなし、課税標準額を求めることを定めておりますが、平成21年度以後の年度分についても適用するものであります。

続いて、特別土地保有税についての改正であります。

改正項目の1、「特別土地保有税の課税の特例の延長」についてであります。

附則第15条の2におきまして、平成21年度固定資産税の評価替えに伴う課税の特例措置の延長を定めるものであります。

なお、平成15年度以降は、新たな課税は中止となっているものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、12ページをお開きいただきしたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものであります。それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 全体の中では、必要なものもあるなと思うのですが、株式の譲渡益に対する税の軽減の延長だとか、こういうのは逆にする必要がないなというふうに思いました。

それでお尋ねしたいのは、改定の1点と2点、この別表の資料でいただいたところでお伺いするのですが、この住民税の公的年金からの特別徴収、つまりあれですね、年金から年金所得に係る税を、所得税を特別に徴収する、そこから引くという内容ですね。

その2番目については、住民税については減免の規定ということでありまして、これは今までこういった所得に係わっては年金からの天引きというのは実質的に、その特別徴収の対象としてはならなかったものが、法改正によってなるということだと思っております。

それで、年金からの特別徴収については、これに限らず後期高齢者医療保険であるとか、あるいは介護保険であるとか、いろんなことが実施あるいは検討されているというふうになってはいますが、さらにこのことによって、特別徴収の項目が増えて、そして結果として住民の年金の受け取る金額、年金として受け取れる金額というのは減っていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず、ただ今の質問の1点目でございますけれども、今まで年金の支払者については、特徴にはなかったものでないかと、それが今回特徴になったというような形でございますけれども、これにつきましては、年金を受け取っている方で、その後また特別徴収の義務者の方で働いていた場合、これにつきましては、今まで給与所得に当然年金の収入も加えた形の特別徴収をされてきました。

給与の特別徴収の方です。

続けて働いていた方については、そういうふうになっていました。

それ以外につきましては、普通徴収で徴収をされていたというものでございまして、今回初めて年金からの特別徴収をされるということでございます。

それから2点目ですけれども、特別徴収に基づいて年金額が減っていくということでございますけれども、基本的にはうちの方で捉えています考え方につきましては、今までの例えば窓口に行く、あるいは銀行に行く等の手間が省けるのではないかとございまして、当然年金から特別徴収に係る町民税の金額につきましては、減るということになりますので、そのようにご理解願いたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 年金を元にして税を引くということについては、これはいち早く実施された後期高齢者医療保険料が強制徴収ということになっていたのだけれども、年金者からの受給者からの猛反対がありまして、それで緩和されると、希望する人以外はしないというところに改正されて現在至っているわけです。

ですから、これがまた新たに所得に係わって年金から天引きをするというふうに、別項目が一方では先にスタートしたところがそういう批判を受けて是正したにも関わらず、また新たにこういった形で特別徴収をしていくということについては、これは受給者にとって手間が省けるとかどうとかということについては、それは徴収する側が考えることであって、所得を得ている者の個人の権限でやはりやっていくべき筋合いのものだというふうに思うのです。

その点では、どういうふうに位置付けられているのかということと、これ希望しなかった場合には後期高齢者医療保険と同じように、従来どおり普通徴収というのが認められていくのかどうかということです。

それから3点目として、本来的に税の徴収というのは、私はやはりきちっと納税の意識を高めるという点からしても、個人がしっかりと納めるということが大原則だと思うのです。

特別とついている徴収方法は、何ていうのですか、改めて言うまでもなく、特別本来ではないのだけれども、特別やるということですから、この特別を増やしていくということについては、いかがなものか、行うべきではないというふうに思うわけですが、その点どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず、位置付でございますけれども、実は今回の年金特徴につきましては、基本的に町民税の掛かる税額を付加される方について、特別徴収されるということになってございまして、これにつきましては、例えば年金の収入が年間18万以下とか、それから年金の収入を税額を超える場合については、特別徴収をされないというような形になってございますけれども、あくまでも年金の受給額の少ない方、これは当然対象にならないと、それから納税方法が変更されるということでご理解を願いたいというものでございます。

それから、希望しない場合については、変えられるのかということでございますけれども、昨年にも

国民健康保険税あるいは後期高齢者も始まってございますけれども、住民税につきましては、この希望した場合には変更ということについては、そのような形で打ち出されてございませんので、年金の住民税が掛かる方にたいしましては、そのまま特別徴収されるという内容でございます。

また、これにつきましては、国あるいは道、町におきまして、PRして納税者のご理解を得るという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目です。

納税意識を高めるためにということでございますけれども、前段言ったとおりでございますけれども、このような形で年金の特徴が出てきました。

これ昨年の税制改正に基づきまして議決をいただいている案件でございましたけれども、その内容が一部変わりました。昨年は、年金に給与のある方も加えてもいいのですよというような形になっていましたけれども、今回の条例改正で年金の所得のみ年金の特別徴収をさせていただくというふうになってございまして、そのような形でご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） まとめて言うと結局は選択の余地はないと、18万を超えて一定の所得がある人、住民税が課税される人は、強制的に天引きですよという提案ですね。

同じことになりますが、そういう提案をして年金受給者の認められないというような、たくさんの働きかけがあつて、先に実施した制度では、それが見直されて行っているという現状があるわけです。

そういうのあるにも関わらず、また新たに年金受給者の困難な状況を生み出す制度をまたここで提案し、実施していくということでもありますから当然こういうことは、やはり認められないというふうに思います。

納税意識の問題ということでもありますけれども、意識の問題ともうひとつ申し上げたはずですが。

特別徴収というのはあくまでも、普通の徴収ではないやり方、本来的でないやり方だということをやはり押さえる必要があると思うのです。

税は、あくまでも前年度の収入いろんなものに対して、きちっと課税されたものが本人の手元にこのような形で課税になりますよというふうに示されて、それを本人自らがきちっと納める、そういう働きかけを行政がやっていくというところに、納税者の税を徴収する側の義務がある訳ですから、そういう点からいっても、このようなやり方は、正しいやり方ではない。

それを実施するということについては、問題があるというふうに思います。

どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今回の住民税に係る特別徴収制度の導入について、いろいろ中橋議員からはご指摘、ご意見いただいておりますけれども、基本的にいろんな所得、給与所得もあれば農業所得もあれば、年金所得もある、一時所得もある、いろんな所得があるわけですがけれども、その所得の率に応じて税金を納めていただくというのが、これ原則になっております。

年金の所得につきましても、特別徴収されるから、あるいは自主納付するからということで、一定の年金所得であれば、特別徴収されようが、普通納付しようが払う税金の額というのは変わらないということでもあります。

もちろんですよ。

ですから、それが年金から特別徴収される、勝手に引っ張られるという感覚が、前の介護保険、後期高齢者の保険制度その時もいろんな論議がされておりますけれども、これ心情的には、私もそれは分かります。

自分が本来貰うべき年金から直接税金が引っ張られる、引っ張られるという表現がいいのかどうか分かりませんが、ただ基本的には、その税金の額は変わりませんよということでもあります。

先ほど税務課長の方からもお話ありましたように、税金を納めないといけないということになりますと、当然自主納付であれば、普通納付であれば、納付書に基づきまして、そして役場なり、あるい

は郵便局なり銀行なりに税金を納めに行かないとならないということが生じる訳であります。

これらについては、当然わざわざ出向かなくても、所得を得る年金から税金を差し引いて所得がご自分の家計にも入るということになれば、そういう意味での利便性があるのですよということも、これやはり理解をいただくしかないのかなというふうに思っております。

それから行政側の方から言いますと、当然ミス、事務的なミス生じる心配があるというのは、今まで年金の所得の通知が役場の方に来まして、それをうちの職員が入力をするための作業が必要であります。

これも膨大な事務量が必要になるわけです。

これらについても、データでもって社保とうちの税務課でデータのやりとりを単純に電算上でやりとりされることにより、より時間も少なくすむし、ミスも少なくなる、無駄な経費が無くなるのですよというようなもちろんメリットもある訳であります。

ですからそういう意味では、その心情的には特徴で引っ張られるというような感覚になるのかなということは、私も理解できない訳ではないですけれども、いろんな意味で事務手数に係るものについても、本人が税金を納めに行く、いろいろ負担についても軽減がされるのですと、こういうことをご理解いただくことしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） では、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

はいよろしいです。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

審議の途中でありますので、この際13時まで休憩いたします。

12：20 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第41号、幕別町健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第41号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページを及び議案説明資料35ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案説明資料にもとづき、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして所要の改正を行うとともに、介護納付金の国民健康保険税率を改めるものであります。

地方税法等の一部改正に伴う改正につきましては、介護納付金の国民健康保険税の限度額の引き上げ及び2割軽減の一律適用に関するものが主なものであります。

介護納付金の税率改正につきましては、40歳から64歳までの方の介護被保険者一人当たりの実質費用の増加、介護報酬の3%アップ等により、介護費用が年々増加してきたことから、介護納付金国民健康保険税の収入が不足する見込みとなっているところでありますので、収支の適正化を図るため、税率の引き上げを行うものであり、これらの措置をとるため、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条第4項は、課税額につきまして規定をしているものであります。地方税法等の一部改正に伴いまして、課税限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げるものであります。

次に、介護納付金課税額に係る税率改正であります。第11条は、所得割額を現行の税率「100分の0.8」を「100分の1.2」に、第13条は、被保険者均等割額を現行「7,500円」から「8,500円」に。

第14条では、世帯別平等割額を現行「5,500円」から「6,500円」に改めるものであります。

第18条は、第26条第2項を削ることに伴い文言を整理するものであります。

第26条第1項は、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額を規定したものであります。本文におきまして、介護納付金の限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げ、加えて第1号から第3号において、介護納付金の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正にあわせて、それぞれの軽減額につきましても改めるものであります。

第2項では、2割軽減につきましては、町が前年からの所得の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときは、軽減の対象としないとの要件を定めておりますが、地方税法等の一部改正に伴いまして、要件の見直しを行い、一律に2割軽減を適用し、低所得者の負担軽減を図るため、削除するものであります。

第29条第3項は、国民健康保険税の減免の申請の期限を定めておりますが、現行の「納期前7日」を「普通徴収の者については納期限前7日まで」、「年金からの特別徴収の者については、年金の支払いに係る月の前前月の15日まで」に改めるものであります。

附則第6項と次のページの附則第8項は、第26条第2項を削ることに伴い文言を整理するものであります。

附則第9項は、租税特別措置法の改正に伴う地方税法等の一部改正によるものであり、所得割額及び軽減判定の際の基準となる所得について、土地など長期譲渡所得は特別控除適用後の所得とすると規定するものであり、合わせて第26条第2項を削ることに伴い文言を整理するものであります。

附則第10項は、附則第9項の改正に伴う文言整理であります。

附則第11項と第13項は、第26条第2項を削ることに伴い文言を整理するものであります。

附則第14項は、租税特別措置法の改正に伴う地方税法等の一部改正によるものであり、所得割額及び軽減判定の際の基準となる所得について、上場株式等に係る譲渡損失において損益通算がある場合には、その適用後の所得とすると規定するものであり、あわせて附則第14項を附則第15項に繰り下げるものであります。

附則第15項は、租税特別措置法の改正に伴う地方税法等の一部改正によるものであり、所得割額及び軽減判定の際の基準となる所得について、先物取引に係る雑所得の特例の対象に、金融商品取引所で取引される一定の有価証券等を譲渡した場合の譲渡所得等を加えるものとするものであり、第26条第2項を削ることに伴い文言を整理し、あわせて附則第15項を第16項に繰り下げるものであります。

附則第17項から第19項までは、第26条第2項を削ることに伴い文言を整理するものであり、あわせて附則第16項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、附則第17項から附則第20項までとするものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、16ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものであります。

ただし、第1条第1号の附則第13項の次に1項を加える改正規定及び附則第14項から附則第19項を

それぞれ1項ずつ繰り下げる改正規定は平成22年1月1日から、第2号の附則第9項及び附則第10項の改正規定は平成22年4月1日から、第3号の附則第15項の改正規定は平成23年1月1日から適用するほかは、平成21年度分以後の国民健康保険税の賦課に適用するものでありますが、平成20年度以前の分の賦課につきましては、なお従前の例によるものと定めるものであります。

なお、今回の条例改正案につきましては、5月13日に開催いたしました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします、ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます

したがって、議案第41号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第41号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで民生常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしましたとおり民生常任委員長から付託案件議案第41号議案について審査結果の報告書が提出されましたので、審議いたしたいと思います。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、堀川貴庸君。

○5番（堀川貴庸） 平成21年5月19日、幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成21年5月19日、本委員会に付託されました事件、議案第41号を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記1。

委員会開催日、平成21年5月19日、1日間。

2、審査事件。

議案第41号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第41号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。
本件は委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。
はいよろしいです。
（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
ここで追加日程表を配布のため、暫時休憩いたします。

13：55 休憩
追加日程配布
13：57 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまお手元に配布いたしました、追加日程表のとおり議会運営委員長から議会運営に係る事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。
この際これを日程に追加し議題といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます
したがって、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し議題といたします。
日程第20 閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。
お諮りいたします。
議会運営委員長からの申し出のとおり委員の任期満了までの閉会中も継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます
したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会・閉議宣言]

○議長（古川 稔） 以上をもって本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。
これをもって、平成21年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

14：05 閉会